

平良丘陵開発観光交流エリアにおける  
木育体感施設の整備等に係るサウンディング調査

実施要領

令和8（2026）年7月

広島県廿日市市

# 第1 調査概要

## 1 調査の目的

本市では現在、市街地北西部において新機能都市開発事業（平良丘陵開発土地区画整理事業。以下、「本事業」という。）を推進しています。当該事業地は宮島スマートインターチェンジを有する「山陽自動車道」と「国道2号 西広島バイパス」に近接するアクセスが良好なエリアで、JR山陽本線「廿日市駅」から北西約1kmに位置する交通利便性が高い場所にあります。本事業は、市内企業の移転立地、市外企業の新規立地に伴う設備投資、経営規模拡大などによる雇用の維持・拡大や、観光・交流施設の立地を誘導することで、波及効果をもたらす新たな財源の確保とともに、本市の将来を見据えた新たな活力の創出を目的としています。

本事業により設けられる観光・交流施設用地（以下「観光・交流エリア」という。）では、民間事業として観光・交流施設の整備に向けた計画が進められていますが、本市としても、民間事業者（以下「事業候補者」という。）とは基本構想の段階から情報共有や意見交換を重ねてきており、当該エリアを起点とした二次交通の充実をはじめ、想定される課題の解決及びエリアの更なる魅力向上等の観点から、本市のまちづくりのための市独自の取組を検討していくことが必要と考えています。

このため、その実現に資する施設の整備に関する基本方針を定める「廿日市市観光・交流エリア公共施設等整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、観光・交流エリアへ導入する公共施設等として「公園・緑地」、「木育体感施設」、「駐車場」、「交通広場」を整備することとしています。

本調査は、木育体感施設及び公園・緑地の整備・管理・運営（以下「サウンディング対象事業」という。）について民間事業者からの意見や要望等をヒアリングし、整備手法・管理運営手法等に関する公募内容へ反映することを目的に実施するものです。

その他の詳細については、実施方針（案）及びその他添付資料を参照してください。

## 2 調査を行う整備手法（事業方式）

### (1) 木育体感施設

方 式	説 明
Park-PFI方式	平成29年度の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」の方式。
設置管理許可方式	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者が与える許可により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理する方式。

### (2) 公園・緑地

方 式	説 明
指定管理者制度	民間事業者の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービスの向上、コストの縮減）を図る方式

### 3 公募・事業スケジュール（簡易版）※予定

公募期間	令和9年1月頃～令和9年5月頃	約5か月
協定・契約等締結協議	令和9年5月頃～令和9年6月頃	約2か月
設計・協議・調整	令和9年7月頃～令和10年9月頃	約1年4か月
施工	令和10年10月頃～令和11年10月頃	約1年
供用期間等	令和11年10月頃～令和30年10月頃	約19年

## 第2 サウンディング調査の概要

### 1 サウンディング調査の対象者

サウンディング対象事業の実施意向のある民間事業者・NPO法人等（以下、「法人等」という。）、または、複数の法人等が構成するグループ（業種・業態を問いません）とします。

なお、本調査では、事前に「第3 2 サウンディング調査の手続き」に示す各様式を提出いただいた後、個別のヒアリング形式で対話を行いますが、参加申込多数の場合、各様式の提案内容の熟度等に応じて、対話を行う事業者の絞り込みを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本調査において対話の対象とならなかったことが、今後の事業者公募時における評価に影響を与えることはありません。

### 2 サウンディング調査の方法

本調査では、本市が民間事業者への確認事項をとりまとめた、「ヒアリングシート（様式2）」及び事業者が実施方針（案）等に対して自由に質問・意見を記入できる、「質問書・意見書（様式3）」（以下、様式2、3をまとめて「調査票」という。）を事前に記入・提出いただき、その後、個別の対話を実施します。なお、「ヒアリングシート（様式2）」の提出は必須とします。

また、対話の際には、当該項目に沿って応募者のご意見を確認する予定です。回答にあたっては、「第4 留意事項」もご確認ください。

### 第3 サウンディング調査の手続き

#### 1 スケジュール

本調査のスケジュールを以下に示します。

＜サウンディング調査のスケジュール＞

実施要領等の公表期間	令和8年7月1日(水)～8月14日(金)
参加申込書の受付期間	令和8年7月1日(水)～7月31日(金)
調査票の提出期限	参加申込書の提出日から5営業日以内
対話日程の通知	調査票の受領後、3営業日以内
対話の実施	実施要領等の公表期間内
実施結果概要の公表	令和8年9月上旬頃

#### 2 サウンディング調査の手続き

##### (1) サウンディング調査の参加申込書・調査票等の提出

###### ア 提出方法

「参加申込書（様式1）」、「ヒアリングシート（様式2）」、「質問書・意見書（様式3）」（提出任意）、に必要事項を記入し、受付期間内に電子メールで「第5 申込先・問合せ先」へ提出してください。なお、送付の際の件名は冒頭に【木育体感施設サウンディング申込】と記載してください。

###### イ 受付期間等

- ・参加申込書（様式1）：【受付期間】令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)
- ・調査票（様式2, 3）：【提出期限】参加申込書の提出日から5営業日以内

##### (2) 対話日程の通知

対話日程の通知は、調査票の受領後3営業日以内に行います。なお、「第2 1 サウンディング調査の対象者」で示したとおり、対話事業者の絞り込みを行う場合がありますので、予めご了承ください。

##### (3) 対話による調査の実施

###### ア 日時

実施要領等の公表期間内で1時間程度（※調査票の受領後、個別に調整）

###### イ 場所

廿日市市本庁舎会議室又はオンライン方式（※調査票の受領後、個別に調整）

###### ウ 実施方法

- ・1事業者（グループ）あたり1時間程度を目安に対話を行います。
- ・対話に出席する人数は、1事業者（グループ）につき3名以内を原則とします。
- ・本市の業務委託受託者も同席させていただきます。

##### (4) サウンディング調査結果の公表

- ・本調査結果は、本市ホームページで公表します。公表にあたっては、事前に対象事業者へ公表内容を確認する場合があります。
- ・参加事業者名は公表しません（ただし、事業者名の公表を希望する場合を除く）。
- ・企業ノウハウに係る内容は公表しません。

## 第4 留意事項

### 1 事業者公募時の取扱い

本調査への参加の有無や回答内容は、今後の事業者公募時における評価に影響を与えることはありません。また、本調査におけるご意見・ご要望については、必ずしも本事業に反映されるとは限りません。

### 2 費用負担

本調査に要する費用（調査票作成、対話時の交通費等）は、参加事業者の負担とします。また、本調査にあたり本市に提出いただいた書類は返却しません。

### 3 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

## 第5 参加申込書及び調査票の提出先・問合せ先

参加申込書及び調査票の提出及びその他問合せについては下記にお願いします。

提出先 問合せ先	広島県廿日市市産業部産業振興課企業誘致係 電話：0829-30-9126 Eメールアドレス：d-shimokomaki1470@city.hatsukaichi.lg.jp h-suzaki1387@city.hatsukaichi.lg.jp ※両方のメールアドレスへご提出ください。 担当：下小牧・須崎
-------------	--

## 第6 その他

### 1 添付資料

- ① 平良丘陵開発観光交流エリアにおける木育体感施設の整備等の実施方針（案）
- ② 廿日市市観光・交流エリア公共施設等整備基本計画（※抜粋版）
- ③ 【R7.3月時点】平良丘陵開発観光・交流エリア概要説明資料（事業候補者作成）
- ④ 【R7.10月\_廿日市市議会説明\_資料1】平良丘陵開発観光交流エリア\_基本計画の進捗について（事業候補者作成）
- ⑤ 廿日市市木材利用センター機材一覧

### 2 様式

- ・様式1：参加申込書
- ・様式2：ヒアリングシート
- ・様式3：質問書・意見書